

1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利
（所有権借地権等）をそれぞれ記入すること。

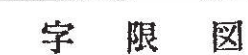
2 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入すること。

3 附近見取図・道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。

4 延長は、幅員別に記入すること。

5 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する
者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。

6 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出する
こと。



兵庫県建築士会 (昭和51年11月 1,000)